

証券コード 8077
2022年1月7日

株 主 各 位

大阪市西区南堀江二丁目7番4号
トルク株式会社
代表取締役社長 檜 垣 俊 行

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年1月24日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市北区中之島五丁目3番51号
大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 特別会議場

3. 目的事項

報告事項 1 第81期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告、
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件

2 第81期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類
報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に
関する報酬額等の決定の件

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションに
関する報酬額等の決定の件

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議決権行使書による議決権の事前
行使をご検討下さいますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいます
ようお願い申し上げます。

- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.torq.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.torq.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について

(1) 出席のご検討について

ご出席を検討されている株主さまにおかれましては、感染防止および株主さまの安全を確保するため、ご来場を自粛いただくこともご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

株主総会への参加方法は、当日ご出席いただく方法のほか、**事前に「議決権行使書」をご郵送いただく方法もご用意しておりますので是非ご利用下さい。**

特に感染症によるリスクが大きいとされるご高齢の方、持病をお持ちの方、および妊娠されている方におかれましては、ご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

(2) 会場内の座席について

会場内の座席の間隔を広く取るため、例年と比較してご用意できる席数を半分程度とさせていただきますなど、例年より縮小した規模での開催とさせていただきます。

(3) 入場時および会場内での対応について

当社役職員はマスクを着用して対応いたします。

ご来場の場合は、以下の感染防止対策につきましてご協力下さいますよう、お願い申し上げます。

- ・会場内でのマスクの着用
- ・アルコール消毒液による手指の消毒
- ・非接触型体温計による検温

体調がすぐれないとお見受けする場合ならびに上記の感染防止対策にご協力いただけない場合は、ご入場をご遠慮させていただくことがございます。

(4) お土産の配布について

接触による感染症のリスクを減らすため、**株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。**

何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第81期の期末配当につきましては、当社の業績、経営環境等を勘案するとともに、内部留保にも配慮し、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額74,262,708円

(注) 既にお支払いしております中間配当を含めました当事業年度の年間配当は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年1月26日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職
1	再任 檜垣俊行 <small>ひがきとしゆき</small>	代表取締役社長 中島工機株式会社代表取締役社長
2	再任 榎原永二郎 <small>えのきはらえいじろう</small>	常務取締役営業本部長兼大阪支店長 コバックス株式会社代表取締役社長
3	再任 濱中重信 <small>はまなかしげのぶ</small>	取締役 濱中ナット株式会社会長
4	再任 新将命 <small>あたらしまさみ</small> 社外 独立	取締役 株式会社国際ビジネスブレイン代表取締役社長
5	再任 岡田真季 <small>おかだまき</small> 社外 独立	取締役 フィルグリーン株式会社社長執行役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	檜垣俊行 <small>ひがきとしゆき</small> (1971年6月5日生)	2003年1月 新共栄鉄工株式会社（現ポルトワン株式会社）入社 2006年2月 同社代表取締役社長 2009年1月 当社取締役 2010年1月 当社取締役経営企画部長 2011年1月 当社取締役管理本部長 2013年1月 当社常務取締役管理本部長 2014年1月 当社代表取締役社長（現任） 2015年12月 中正機械株式会社代表取締役社長 2017年7月 中島工機株式会社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 中島工機株式会社代表取締役社長	511,400株
	【選任理由】	当社グループにおいて経営企画ならびに管理部門の要職を歴任し、2014年1月から当社代表取締役社長を務めるなど、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、代表取締役社長の職責を担うべく、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	えのき はら えい じ ろう 榎原 永二郎 (1965年10月7日生)	1989年6月 当社入社 2010年8月 コバックス株式会社大阪支店長 2016年1月 同社取締役大阪支店長 2016年11月 同社代表取締役社長 2018年1月 当社取締役 2018年11月 当社取締役営業本部長兼大阪支店長 2018年11月 コバックス株式会社取締役会長 2019年1月 当社常務取締役営業本部長兼大阪支店長(現任) 2020年12月 コバックス株式会社代表取締役社長(現任) 【重要な兼職の状況】 コバックス株式会社代表取締役社長	3,900株
<p>【選任理由】 2016年11月より子会社の代表取締役社長を務め、2019年1月より当社常務取締役を務めるなど、当社グループでの企業経営ならびに営業部門に関する豊富な経験と見識を有していることから、取締役候補者といたしました。</p>			
3	はま なか しげ のぶ 濱中 重信 (1950年7月8日生)	1973年4月 当社入社 1977年9月 濱中ナット株式会社入社 1984年5月 濱中ナット販売株式会社代表取締役社長 1985年5月 濱中ナット株式会社代表取締役社長 2008年1月 当社取締役(現任) 2021年10月 濱中ナット株式会社会長(現任) 【重要な兼職の状況】 濱中ナット株式会社会長	0株
<p>【選任理由】 2008年1月より当社取締役を務めるとともに、鉄鋼業界において経営者として長年の経験を有するなど、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、取締役候補者といたしました。</p>			
4	あたらし まさ み 新 将 命 (1936年9月13日生)	1959年4月 シェル石油株式会社(現出光興産株式会社)入社 1969年4月 日本コカ・コーラ株式会社入社 1978年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社常務取締役 1982年4月 同社代表取締役 1990年5月 株式会社国際ビジネスブレイン代表取締役社長(現任) 1992年6月 日本サラ・リー株式会社代表取締役社長 1994年7月 サラ・リーコーポレーション(米国総本社)副社長 1995年4月 日本フィリップス株式会社代表取締役副社長 1999年4月 株式会社日本ホールマーク代表取締役社長 2011年6月 健康コーポレーション株式会社(現RIZAPグループ株式会社)取締役 2016年1月 当社社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社国際ビジネスブレイン代表取締役社長	0株
<p>【選任理由および期待される役割】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社から独立した客観的な立場で当社の経営に対し有用な助言をいただいておりますことから、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	おかだまき 岡田真季 (1971年2月6日生)	1993年4月 サントリー株式会社(現サントリーホールディングス株式会社)入社 2007年11月 岡總株式会社取締役室長 2011年4月 同社取締役副社長 2013年4月 同社代表取締役社長 2015年8月 タイセイ株式会社(現花LINKS株式会社)取締役 2016年4月 同社取締役社長 2018年4月 同社社長執行役員 2020年1月 当社社外取締役(現任) 2021年6月 フィルグリーン株式会社社長執行役員(現任) 【重要な兼職の状況】 フィルグリーン株式会社社長執行役員	1,000株
<p>【選任理由および期待される役割】 当社が関連する業界を含め、複数の企業での企業経営の経験と実績を有しており、実践的な視点から当社の経営に対し適切な意見と助言をいただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 濱中重信氏は、濱中ナット株式会社の会長であります。同社は、ナット・鍛造品等の製造等を行っており、当社の主要株主であります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 新将命氏および岡田真季氏は社外取締役候補者であります。なお、新将命氏および岡田真季氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行っております。
4. 新将命氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 岡田真季氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は新将命氏および岡田真季氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間といたします。

また、本議案の決議が効力を有する期間は、次回定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
もり おか とし ひろ 森岡利浩 (1967年9月18日生)	2002年9月 弁護士登録 2002年9月 牛田法律事務所入所 2006年12月 中之島パーク法律事務所設立弁護士(現任) 【重要な兼職の状況】中之島パーク法律事務所弁護士	0株
【選任理由】 大阪弁護士会において司法修習委員や刑事弁護委員を担当するなど、弁護士としての豊富な経験を持つとともに、労働紛争や債権回収などに精通するなど、企業法務に関して十分な見識を有することから、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森岡利浩氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 森岡利浩氏が社外監査役に就任した場合には、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合における法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を補填することとしております。森岡利浩氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等の決定の件

当社の取締役の報酬額については、1995年1月27日開催の第54回定時株主総会において、年額120百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が承認可決されますと、5名（うち社外取締役2名）となります。

また、当社は対象取締役に対して、譲渡制限付株式の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年8万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合

は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結することを条件とします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日(以下「本払込期日」といいます。)から当社の取締役の地位から退任した時点まで(以下「本譲渡制限期間」といいます。)の間、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由によらず、当社の取締役の地位から退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 死亡、中途退任における取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間(以下「役務提供期間」といいます。)の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位から退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等

に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬額等の決定の件

当社の取締役の報酬等は、1995年1月27日開催の第54回定時株主総会において年額120百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすべく承認をいただいておりますが、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、年額15百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案における報酬額の上限、発行される新株予約権の総数その他の本議案に基づく対象取締役に新株予約権を割り当てる条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、当社は対象取締役に對して、新株予約権の募集事項の決議日において当社の取締役の地位にあることを条件に、当社の取締役会決議に基づき新株予約権を割り当てるものとします。

なお、ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、現在の当社取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の内容

1. 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容
(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的で

ある株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、本総会決議の日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,600個を上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記(1)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日後に株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合、上記払込みすべき金額の調整を必要とするときは、行使価額をそれぞれ調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

事業報告

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、下半期にはワクチン接種の進展などによる持ち直しがみられたものの、全体としては新型コロナウイルス感染症の影響により、設備投資が減少するなど大幅に下押しされ厳しい状況となりました。

当社グループが主に関連いたします建設業におきましては、公共工事や民間設備投資も下半期にかけて持ち直しが見られたものの、物流の停滞などにより新型コロナウイルス感染症拡大前の水準までには回復いたしませんでした。

このような状況のもと、鋸螺部門におきましては、仕入価格の上昇にあわせた販売価格の改定、全社的な経費削減、在庫管理システムの改善などにより業務効率の向上に努めました。また、工具分野ではインターネット販売における粗利率の向上などに取り組みました。その結果、当部門の売上高は15,939百万円となりました。

コンクリート製品関連金物部門におきましては、災害復旧工事関連および各地道路工事、大型都市部再開発案件などを積極的に受注しました。その結果、当部門の売上高は3,313百万円となりました。

以上のことから、当社グループの当連結会計年度の売上高は19,252百万円（前期比1.6%増）となりました。損益面では、営業利益が158百万円（前期は営業損失57百万円）、経常利益は395百万円（前期比2,070.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は258百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失132百万円）となりました。

部門別売上高の概況は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
鋌 螺 部 門	15,939 百万円	82.8 %	△0.7 %
コンクリート製品関連金物部門	3,313 百万円	17.2 %	14.3 %
合 計	19,252 百万円	100.0 %	1.6 %

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2,591百万円（建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定を含む。）であり、その主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	大正DC建物、自動倉庫他	2,445百万円
機械装置	自動倉庫他	69百万円
ソフトウェア	販売システム開発費用	53百万円

なお、当連結会計年度において、新物流倉庫であります大正DC（大阪市大正区）の建設を行っております。当連結会計年度末において建設工事中であり、3,168百万円を建設仮勘定として計上しております。

(3) 資金調達状況

当社は新物流倉庫であります大正DC（大阪市大正区）の建設のために、株式会社三井住友銀行を主幹事とする取引金融機関計5社との間で、コミット型シンジケートローン契約を締結しております。

また、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は1,702百万円であります。

(4) 他の会社（外国の会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

国内においては新型コロナウイルス感染症の縮小にともない需要の回復が見られるものの、海外ではオミクロン株による感染急拡大が見られ、依然として景気の先行きは不透明な状況です。

当社グループでは、このような状況において景気停滞が継続した場合にも、自力成長を可能にし、利益を拡大し続けられるように、以下のような課題に対処してまいります。

物流強化による顧客満足向上と売上拡大

来期下半期には、創業以来最大の投資となる物流センター（大正DC）が大阪市内で稼働します。この業界最大級の新物流センターを活用し、取扱アイテムおよび在庫量の拡大と、出荷能力の増大によるスピーディーな納品を通して、顧客満足の向上ならびに売上の拡大を目指します。

デジタル化による生産性の向上

主たる事業である卸売業を情報産業と認識し、デジタル化による事業の再定義を行います。従来の卸売業の枠組みにとらわれず、デジタル化を推進して生産性を大幅に向上させます。

デジタル化のための人材育成

自社のデジタル化を強力に推進するために、全社を挙げてIT知識の習得に取り組みます。また、自社のデジタル化で経験を積み、業界のデジタル化に貢献できる人材を育成してまいります。

提携による事業領域の拡大

成熟市場において成長を加速するために、隣接する業界を中心に、提携を通して新市場への参入を行います。提携についても、業務提携にとどまらず事業提携や資本提携を含めた大胆なアプローチを試みます。

成熟企業から成長企業への変革

以上のような施策を通して、持続的に成長することに注力し、安定的な利益を上げる成熟企業から事業を継続的に拡大する成長企業に変化を遂げ、プライム市場にふさわしい鋳螺業界を代表するリーダー企業になります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 78 期 (2018年10月期)	第 79 期 (2019年10月期)	第 80 期 (2020年10月期)	第 81 期 (当連結会計年度)
売 上 高	22,777 百万円	22,050 百万円	18,950 百万円	19,252 百万円
営業利益または営業損失 (△)	600 百万円	432 百万円	△57 百万円	158 百万円
経 常 利 益	856 百万円	662 百万円	18 百万円	395 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	592 百万円	469 百万円	△132 百万円	258 百万円
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△)	22.77 円	18.45 円	△5.28 円	10.46 円
総 資 産	23,567 百万円	25,938 百万円	24,299 百万円	28,439 百万円
純 資 産	11,799 百万円	11,632 百万円	10,607 百万円	10,615 百万円
1株当たり純資産額	459.06 円	460.72 円	428.51 円	428.85 円

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第79期の期首から適用しており、第78期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
2. 第81期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりでございます。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
コバックス株式会社	10 百万円	100.0 %	土木および建設資材の販売
中正機械株式会社	9 百万円	100.0 %	機械工具等の販売
株式会社オーワハガネ工業	10 百万円	100.0 %	ボルト、ナットの卸販売
中島工機株式会社	40 百万円	100.0 %	鋳螺、機械工具等の販売

(8) 主要な事業内容

当社グループは、鋳螺、ファスニング製品等の国内販売および輸出入を主要業務とするほか、コンクリート製品関連金物、機械工具等の国内販売を行っております。

主たる取扱商品

鋳螺部門	ボルト、ナット、ワッシャー、ターンバックル、ワイヤー付属品、小ネジ、鋳螺用鋼材、その他機械工具
コンクリート製品 関連金物部門	コンクリート二次製品用金物、PCファスナー商品、鉄筋継手法、 コンクリートアンカー類、その他建材商品・機械工具

(9) 主要な拠点等

区 分	名 称 お よ び	所 在 地
当 社	本 社	大 阪 市 西 区
	大 阪 支 店	大 阪 市 西 区
	札 幌 支 店	札 幌 市 東 区
	東 北 支 店	宮 城 県 岩 沼 市
	北 関 東 支 店	栃 木 県 佐 野 市
	東 京 支 店	千 葉 県 浦 安 市
	名 古 屋 支 店	愛 知 県 清 須 市
	山 陽 支 店	岡 山 県 倉 敷 市
	九 州 支 店	福 岡 市 東 区
	東大阪商品センター	大 阪 府 東 大 阪 市
子 会 社	コパックス株式会社	大 阪 市 西 区
	中正機械株式会社	大 阪 市 西 区
	株式会社オーワハガネ工業	大 阪 市 港 区
	中島工機株式会社	東 京 都 荒 川 区

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
284名	17名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、嘱託社員15名および臨時従業員（派遣社員、パートタイマー等）99名などを含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
207名	8名増	35.4歳	11.1年

(注) 従業員数は、就業人員であります。なお、嘱託社員9名および臨時従業員（派遣社員、パートタイマー等）77名などを含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,233百万円
株式会社りそな銀行	2,270百万円
株式会社みずほ銀行	2,150百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,126百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,466百万円

(注) 当社は新物流倉庫であります大正DC（大阪市大正区）の建設のために、株式会社三井住友銀行を主幹事とする取引金融機関計5社との間で、コミット型シンジケートローン契約を締結しております。また、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は1,702百万円であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 28,007,448株 (自己株式3,253,212株を含む)
 (3) 株主数 3,653名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
濱中ナット株式会社	5,640千株	22.8%
岡部株式会社	3,493千株	14.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,251千株	5.1%
姫路鋼材株式会社	1,139千株	4.6%
サンコー株式会社	586千株	2.4%
日亜鋼業株式会社	557千株	2.3%
檜垣俊行	511千株	2.1%
天雲産業株式会社	384千株	1.6%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	325千株	1.3%
明治安田生命保険相互会社	300千株	1.2%

(注) 持株比率は自己株式(3,253,212株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	檜 垣 俊 行	中島工機株式会社 代表取締役社長
常務取締役	榎 原 永 二 郎	営業本部長兼大阪支店長 コボックス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	濱 中 重 信	濱中ナット株式会社 会長
取 締 役	新 将 命	株式会社国際ビジネスブレイン 代表取締役社長
取 締 役	岡 田 真 季	フィルグリーン株式会社 社長執行役員
常 勤 監 査 役	芝 田 誠	
監 査 役	坂 本 義 次	
監 査 役	福 田 太 一	ひまわり法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役のうち新将命氏および岡田真季氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち坂本義次氏および福田太一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 坂本義次氏は、財務経理部門の責任者を歴任しており、また、監査役 福田太一氏は、金融機関における長年の経験があり、両氏とも、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 新将命氏、岡田真季氏および監査役 坂本義次氏、福田太一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

ア.取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

イ.固定報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例報酬である基本報酬と賞与とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長檜垣俊行が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において代表取締役社長が役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち 社外取締役)	66 (8)	66 (8)	- (-)	- (-)	5 (2)
監査役(うち 社外監査役)	11 (4)	11 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 固定報酬の額には賞与として取締役5名に対し450万円(うち社外取締役に20万円)、監査役3名に対し20万円(うち社外監査役に10万円)を含んでおります。
3. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 取締役の金銭報酬の額は、1995年1月27日開催の第54回定時株主総会において、報酬限度額を年額120百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名であります。
 監査役の金銭報酬の額は、2000年1月27日開催の第59回定時株主総会において、報酬限度額を年額25百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の全ての取締役および当社の全ての監査役であり、また、当社が負う保険料全額のうち、株主代表訴訟に関する担保特約部分相当分を当該役員の自己負担(10.0%)としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	新 将命	株式会社国際ビジネスブレイン 代表取締役社長	記載すべき特別な関係はありません。
取締役	岡田 真季	フィルグリーン株式会社 社長執行役員	記載すべき特別な関係はありません。
監査役	坂本 義次	—	—
監査役	福田 太一	ひまわり法律事務所 弁護士	記載すべき特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度の主な活動状況
取締役	新 将命	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席(出席率100.0%)し、社外取締役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および経営等の助言がありました。
取締役	岡田 真季	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席(出席率92.3%)し、社外取締役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および経営等の助言がありました。
監査役	坂本 義次	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席(出席率100.0%)、監査役会11回中11回に出席(出席率100.0%)し、社外監査役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および助言がありました。
監査役	福田 太一	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席(出席率100.0%)、監査役会11回中11回に出席(出席率100.0%)し、社外監査役としての立場および専門・経験を踏まえた発言および助言がありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	27,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,539,254	流 動 負 債	10,113,682
現金及び預金	1,967,621	支払手形及び買掛金	4,135,353
受取手形及び売掛金	5,549,822	短期借入金	4,850,000
電子記録債権	1,620,603	1年内返済予定の長期借入金	186,637
有価証券	398,535	未払金	548,314
商品	3,963,875	未払費用	60,330
その他	46,640	未払法人税等	103,404
貸倒引当金	△7,845	賞与引当金	141,553
固 定 資 産	14,900,320	その他	88,089
有形固定資産	8,591,320	固 定 負 債	7,709,973
建物及び構築物	589,818	長期借入金	6,511,362
機械装置及び運搬具	241,624	繰延税金負債	1,002,785
土地	4,476,806	退職給付に係る負債	191,324
建設仮勘定	3,168,649	長期預り保証金	4,500
その他	114,422	負 債 合 計	17,823,655
無形固定資産	107,992	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	89,642	株 主 資 本	8,096,910
電話加入権	14,485	資 本 金	2,712,335
その他	3,865	資 本 剰 余 金	1,728,146
投資その他の資産	6,201,007	利 益 剰 余 金	4,612,530
投資有価証券	5,671,255	自 己 株 式	△956,101
破産更生債権等	206	その他の包括利益累計額	2,519,008
その他	529,752	その他有価証券評価差額金	2,444,915
貸倒引当金	△206	退職給付に係る調整累計額	74,093
資 産 合 計	28,439,574	純 資 産 合 計	10,615,919
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	28,439,574

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		19,252,955
売 上 原 価		15,230,348
売 上 総 利 益		4,022,606
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,864,290
営 業 利 益		158,316
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	188,604	
受 取 賃 貸 料	14,178	
仕 入 割 引	75,034	
有 価 証 券 運 用 益 他	38,861	
営 業 外 費 用	17,392	334,118
支 払 利 息 引 他	44,924	
売 上 割 引 他	38,151	
そ の 他	14,271	97,347
経 常 利 益		395,087
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45	45
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		395,133
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	124,898	
法 人 税 等 調 整 額	11,286	136,185
当 期 純 利 益		258,947
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		258,947

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,117,047	流動負債	8,193,941
現金及び預金	1,140,912	支払手形	332,295
受取手形	1,896,148	電子記録債権	963,627
電子記録債権	1,062,452	買掛金	1,722,088
売掛金	2,026,918	短期借入金	4,600,000
商前払費用	2,931,333	1年内返済予定の長期借入金	186,637
その他当座預金	23,176	未払金	155,443
貸倒引当金	43,375	未払費用	44,807
	△7,271	未払法人税等	39,036
固定資産	16,157,643	賞与引当金	102,368
有形固定資産	8,422,720	その他の	47,635
建物	567,682	固定負債	7,656,398
構築物	9,041	長期借入金	6,511,362
機械装置	229,148	繰延税金負債	925,747
車両運搬具	5,758	退職給付引当金	216,288
工具、器具及び備品	108,497	長期預り保証金	3,000
土地	4,333,942	負債合計	15,850,340
建設仮勘定	3,168,649	純資産の部	
無形固定資産	102,715	株主資本	7,167,574
商標	1,275	資本	2,712,335
ソフトウェア	86,105	資本剰余金	1,728,146
電話加入権	13,355	資本準備金	1,209,520
ソフトウェア仮勘定	1,980	その他資本剰余金	518,626
投資その他の資産	7,632,207	利益剰余金	3,683,193
投資有価証券	4,302,811	その他利益剰余金	3,683,193
関係会社株式	160,402	圧縮記帳積立金	158,922
関係会社出資金	7,752	別途積立金	1,700,000
関係会社長期貸付金	2,980,000	繰越利益剰余金	1,824,270
前払年金費用	89,797	自己株式	△956,101
破産更生債権	206	評価・換算差額等	2,256,775
会員の権利	4,200	その他有価証券評価差額金	2,256,775
その他の	124,613	純資産合計	9,424,349
貸倒引当金	△37,575	負債・純資産合計	25,274,690
資産合計	25,274,690		

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,287,312
売 上 原 価		10,494,508
売 上 総 利 益		2,792,803
販売費及び一般管理費		2,969,972
営 業 損 失		177,168
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	186,636	
受取貸料	36,642	
仕入割引	39,830	
業務受託料	102,252	
その他	13,515	378,876
営 業 外 費 用		
支払利息	43,554	
売上割引	11,216	
その他	25,405	80,176
経 常 利 益		121,531
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	45	45
特 別 損 失		
投資有価証券売却損	1,065	1,065
税 引 前 当 期 純 利 益		120,512
法人税、住民税及び事業税	30,887	
法人税等調整額	15,677	46,565
当 期 純 利 益		73,946

(注) 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

トルク株式会社
取締役会 御中

2021年12月10日

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳	承 煥	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田	充 規	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トルク株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トルク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

トルク株式会社
取締役会 御中

2021年12月10日

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トルク株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等の意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況および監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年12月14日

トルク株式会社 監査役会

常勤監査役 芝 田 誠 (印)

監 査 役 坂 本 義 次 (印)

監 査 役 福 田 太 一 (印)

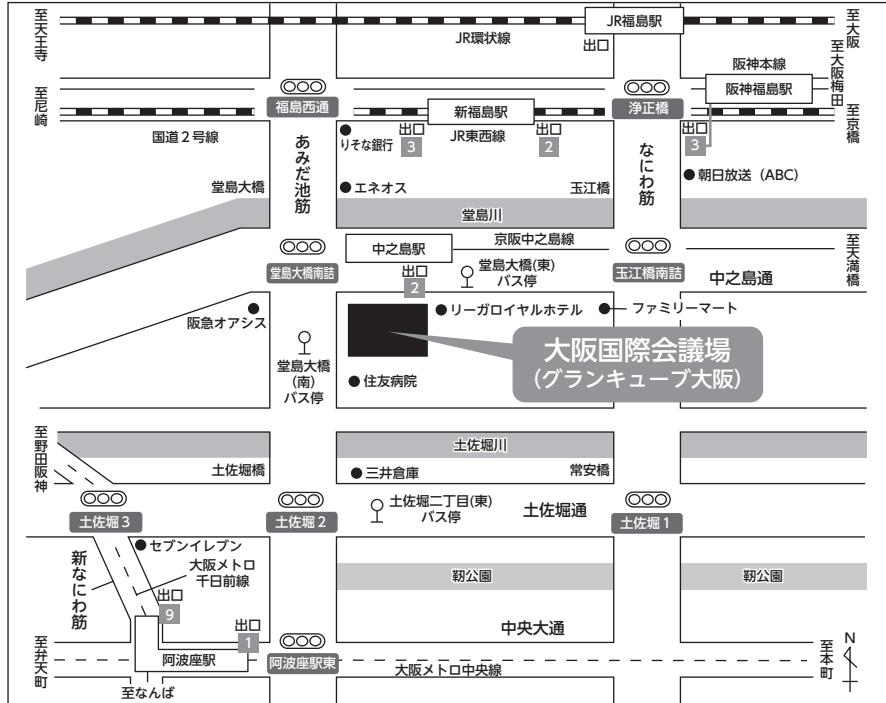
(注) 監査役坂本義次および福田太一は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

大阪国際会議場（グランキューブ大阪）12階 特別会議場
 大阪市北区中之島五丁目3番51号 電話 (06) 4803-5555

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布を取りやめとさせていただきます。
 何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



- 【京阪電車】中之島駅（2番出口）すぐ
- 【JR】新福島駅（2番・3番出口）から徒歩約10分、福島駅から徒歩約15分
- 【阪神電車】福島駅（3番出口）から徒歩約10分
- 【大阪メトロ】阿波座駅（中央線1号出口・千日前線9号出口）から徒歩約15分
- 【JR大阪駅前バスターミナルから大阪シティバス】
 - ・53系統（船津橋行）→「堂島大橋（東）」バス停すぐ
 - ・55系統（鶴町四丁目行）→「堂島大橋（南）」バス停すぐ
 - ・88系統（天保山行）→「土佐堀二丁目（東）」バス停から徒歩5分

会場には駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。